

- 保険業法第八十五条第一項の免許に関する件（内閣府一）
- 県の境界にわたる市の境界変更の件（総務一）

〔告示〕

目次

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- 総務省告示第一号
- 県の境界にわたる市の境界変更
- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第三項の規定により、群馬県太田市と埼玉県深谷市との境界を次のとおり変更したので、同条の効力を生ずるものとする。
- 平成二十二年一月七日

総務大臣臨時代理
國務大臣 前原 誠司

群馬県太田市に編入する区域
埼玉県深谷市高島字向川原一七七六から一七八二の三まで、一七八〇、一七八一、一七八二の二で、一七八三の一、一七八三の二、一七八四、一七八五、一七八六の一、一七八六の二、一七八七、一七八八、一七八九の一から一七九三まで、一七八九〇から一七九二まで、一七九九の四まで、一八〇〇の一から一八〇〇の三まで、一七九六の一、一七九六の二、一七九七、一七八の二から一七八八の三まで、一七九九の一から一九三の一、一七九三の二、一七九四、一七九五、一七九六の二、一七九六の二、一七九七、一七八九の三まで、一七八九〇から一七九二まで、一七九九の四まで、一八〇〇の一から一八〇〇の二まで、一七九六の二、一七九六の二、一七九七、一七八九〇の二、一八一〇の一、一八一〇の二、一八一〇の三、一八一〇の四、一八一二の一、一八一二の二、一八一二の三から一八一五まで、一八二六の二、一八二七、一八三〇の一、一八二八の一、一八二八の二、一八二九、一八二〇の二、一八二〇の三、一八二〇の四、一八二二の一、一八二二の二、一八二三、一八二三の一、一八二三の二、一八二三の三まで、一八二三、一八二四の一、一八二四の二、一八二五の二、一八二六の二、一八二七、一八三〇の一、一八三一の二、一八三二の三まで、一八三三の一、一八三三の二、一八三三、一八三四の一、一八三四の一、一八三五の一、一八三五の二、一八三六の一、一八三六の二、一八三七、一八三八、一八三九の一から一八三九の三まで、一八四〇の一から一八四〇の三まで、一八四一の一から一八四二の三まで、一八四二の一から一八四二の三まで、一八四三の一から一八四三の三まで、一八四四の一、一八四四の三、一八四四の四、一八四五の三、一八五六の一、一八五六の四、一八四七の四、一八四八の一、一八四八の三、一八四五の一、一八四五の三、一八五〇、一八五一、一八五三、一八五四、一八六〇から一八六三まで、一八六四の一から一八六四の三まで、一八六五の二、一八六五の三、一八六五の四、一八六六、一八六八の一、一八六九の一、一八六九の四、一八七一、一八七二の二から一八七二の五まで、一八七三、一八七六から一八七八まで、一八七九の一から一八八九の三まで、一八八〇、一八八一の二から一八八一の二まで、一八八二の一、一八八二の二、一八八二の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地、公有地の一部

告示

七四八の一から七四八の六まで、七四五の一から
七四九の六まで、七五〇の一から七五〇の五まで、
七五一の一から七五一の五まで、七五一の一から
七五二の五まで、七五三の一、七五三の二、七五
四の一、七五四の一、七五五、七五六の一、七五
六の二、乙七五七、甲七五七の一から甲七五七の
五まで、七五八から七六七まで、七六八の一から
七六八の三まで、七六九の一から七六九の三まで、
七七〇の一から七七〇の三まで、七七一の一から
七七一の三まで、七七二の一から七七二の七まで、
七七三の一から七七三の三まで、七七四の一から
七七四の九まで、七七四の一〇の一、七七四の一
〇の二、甲七七五の一から甲七七五の六まで、乙
七七五の一から乙七七五の三まで、甲七七六の一
から甲七七六の五まで、乙七七六の一から乙七七
六の六まで、甲七七七の一から甲七七七の七まで、
乙七七七の一から乙七七七の六まで、甲七七八的
一から甲七七八的九まで、乙七七八の一、乙七七
八の二、七七九の一から七七九の一二まで、七八
二の一から七八二の九まで、七八八の一四、甲七
七八の一から甲七八的一三まで、甲七八的一
五から甲七八的一五まで、乙七八八の一から乙
七八八的四まで及びこれらの区域に隣接介在する
道路、水路等である国有地の一部